

○八王子市明るい選挙推進協議会会則

(平成4年4月1日)

改正 平成 6年 4月 1日 平成 8年 4月 1日
平成26年 3月12日 平成29年 4月21日

(名称)

第1条 本会は、八王子市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、八王子市選挙管理委員会事務局に置く。

(目的)

第3条 協議会は、市民の投票への積極的な参加、選挙の明朗化及び市民の政治意識の高まりを図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙推進のための啓発・宣伝
- (2) 明るい選挙推進に関する研修会の開催及び機関紙の発行
- (3) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 協議会は、明るい選挙推進委員（以下「推進委員」という。）をもって構成し、会長、副会長、運営委員及び企画委員を置く。

(選出)

第6条 会長、副会長及び運営委員は、別に定める規程によって選出する。

- 2 企画委員は、推進委員の互選により選出する。
- 3 企画委員は、次条第1項の各役員のうち運営委員に限り兼務することができる。
- 4 推進委員は、各地区より選出する。ただし、会長は運営委員に選定する推進委員を別に選出することができる。この場合、運営委員に選定する推進委員は、各地区に属するものとする。
- 5 各構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員とその職務)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名ないし3名
- (3) 運営委員 4名以内
- 2 会長は、協議会を代表して会務を司り、推進委員を委嘱する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。その任期は、会長の残任期間とする。
- 4 運営委員は、協議会全体の企画及び運営に関わる。
- 5 第1項の各役員は、これを兼務することができない。

(役員会)

第8条 役員会は、前条第1項の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、第3条の目的達成のために必要な協議会運営の企画・立案を行う。

(企画委員会)

第9条 企画委員会は、第7条第1項の役員及び企画委員によって構成し、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 企画委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 企画委員会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 役員会より提起された事項
 - (2) 第4条に規定する事業の推進に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項
- 4 企画委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(地区委員会)

第10条 地区委員会は、推進委員及び企画委員をもって構成し、必要に応じてその地区の企画委員が招集する。

- 2 企画委員は、各地区の代表として地区委員会を通し、事業の円滑な実施のために当該地区の連絡調整を行う。
- 3 地区委員会は、概ね次の区域を単位とする。
 - (1) 本庁管内にあつては小学校通学区域
 - (2) 事務所管内にあつては各事務所の所管区域

(総会)

第11条 総会は、定例会及び臨時会とし、第5条にて構成される委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 定例総会は年1回開催とし、会長が招集して次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 会則の改廃

(3) その他、協議会の運営に関して必要と認める事項

- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。

附則

- 1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 八王子市明るい選挙推進協議会規約（昭和32年4月1日）及び八王子市明るい選挙推進委員会規約（昭和41年5月10日）は、廃止する。

附則

- 1 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成26年3月12日の総会にて「八王子市明るい選挙推進協議会会則」と改称し、同日から施行する。

附則

- 1 この会則は、平成29年4月21日から施行する。